鳴門教育大学地域連携委員会規程

平成26年1月28日 規程第 2 号 改正 平成28年2月10日規程第18号 平成29年3月8日規程第71号 平成31年3月13日規程第62号 令和2年3月19日規程第37号

(設置)

第1条 鳴門教育大学(以下「本学」という。) に鳴門教育大学地域連携委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の持つ教育研究上の成果を広く社会に公開した教育・研究・文化 事業の円滑な実施のため、必要な事項を審議することを目的とする。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 地域連携センター所長
 - (3) 副専攻長
 - (4) 学長が指名した者 若干人
 - (5) 教務部長
- 2 委員会にオブザーバーを置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

(任期等)

- 第4条 前条第1項第3号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 前条第1項第4号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、地域連携センター所長をもって 充て、副委員長は、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (審議事項)
- 第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 教育委員会等との連携に関する事項
 - (2) 公開講座の実施に関する企画及び連絡調整に関する事項
 - (3) 教育・文化フォーラムの企画及び連絡調整に関する事項
 - (4) 特別講演会の企画及び連絡調整に関する事項
 - (5) その他教育研究成果の公開に関する事項

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができな

V10

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

- 第9条 委員会に必要がある場合は、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学地域連携委員会規程(平成16年規程第62号)及び国立大学法人鳴門教育大学教員免許状更新講習実施委員会規程(平成20年規程第73号)は、廃止する。
- 3 施行日において、第3条第1項第3号の規定により最初に選出された委員のうち、学長が指名する者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。